平成２６年（フ）第１３２１号
北海道千歳市青葉２丁目４番３号
債務者　山口　朱美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３６号
札幌市北区麻生町４丁目９番３―103号、申立時の住所札幌市北区北37条西６丁目１番５―102号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３７号
北海道石狩市花川南６条２丁目215番地　サンフラワーハイツ201号
債務者　岡田ゆかり
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３９号
札幌市南区南沢１条３丁目15番５号　ルミエール上嶋101号
債務者　福田育太郎
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５９号
札幌市東区北11条東９丁目１番３―215号
債務者　千葉　聖之
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６０号
札幌市西区発寒４条３丁目４番３号　ファミールエンジェル101号
債務者　阿部　高明
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６９号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―202号
債務者　川口　直子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８０号
北海道千歳市弥生３丁目10番５号
債務者　金盛　良子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８５号
札幌市南区南沢４条３丁目３番27号　ライトハウス101号
債務者　土田由里加（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１４号
札幌市西区八軒６条東２丁目５番２号
債務者　松本　定行
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１５号
札幌市西区八軒６条東２丁目５番２号
債務者　松本　紀子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４５号
札幌市中央区南５条西７丁目９―１　プロシード札幌201号、住民票上の住所北海道新冠郡新冠町字朝日271番地の１
債務者　中地　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５１号
札幌市中央区南５条西８丁目12番地３　五条ハイツビル502号
債務者　横山　　怜
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５号
群馬県高崎市上中居町1208番地１　堤マンション102号
債務者　一條　達矢
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６５号
群馬県高崎市下小鳥町1261番地１　山星マンション501号
債務者　坂内　太郎
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６７号
群馬県富岡市田篠108番地
債務者　須賀　伸敬
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第８４７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目32番７号
債務者　五十嵐国江
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係